

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
1	北海道 平成16年(調) 第1号事件	被申請人らのでん粉工場は、でん粉の加工過程で大量のじゃがいもの処理屑や廃液が発生するにもかかわらず、これらが十分な処理をされないまま貯蔵されているため極端な悪臭を長年にわたり放ち続けている。その臭気指数は規制が適用されると基準を超えるものであり、付近住民らに精神的・肉体的苦痛を与えると同時に、申請人らの花き販売や軽食堂等の営業上の売上げの減少による損害も与えている。よって、被申請人らは、申請人らに対し損害賠償金を支払うとともに、でん粉工場の悪臭汚染防止のための適切な処置を採ること。	16. 8. 26	18. 10. 5	調停成立	調停委員会は、現地調査、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、被申請人所有の廃水貯留池に防臭用薬剤を年6回散布する、②前項の薬剤散布時期は、7月上旬1回、8月2回、9月2回及び10月1回を目途とする、なお、上記散布の効果によっては、被申請人は、薬剤散布会社と協議し、効果的と思われる時期に変更できるものとする、③被申請人は、事前に申請人A及びB町に対し、散布日時を文書により通告する、④申請人は、被申請人に対し本件申請に係る本調停期日までの金銭的補償請求を放棄することを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
2	北海道 平成17年(調) 第1号事件	被申請人店舗屋上に設置してある発電機から発生する低周波音により、頭痛、めまい、肩の凝り、皮膚を刺すような熱症感、血の巡りの悪さ等の症状に悩まされ、集中力、思考力が減退するなどの身体的及び精神的な異常が高じ、生計を立てている陶芸の創作作業に支障を来している。よって、被申請人は、店舗屋上に設置してある発電機からの低周波音を防止するための適切な措置を採るとともに、申請人の受けている身体的、精神的苦痛による損害に対する損失を補填すること。	17. 5. 6	18. 4. 25	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
3	茨城県 平成17年(調) 第1号事件	被申請人は、病院及び介護施設を営む医療法人社団である。被申請人が平成16年12月、介護施設を開業したことにより、申請人らの住居は病院及び介護施設に挟まれる位置となった。この病院及び介護施設から発生する低周波のような騒音は24時間休みなく続いているため、申請人らは、この騒音により血圧の上昇、動悸、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①防音壁を設置して、被申請人が営む病院及び介護老人保健施設（以下「介護施設」という。）から騒音を出さないこと、②平日の病院稼働時間を午前9時から午後5時までに限定し、土曜日及び日曜日は長時間稼働を行わないこと、③病院及び介護施設との境は、目隠しとなり、かつ、防音効果のある防音壁にすること、④上記措置を採らない場合、被申請人は病院を現在地から移転するか、申請人らが移転するための代替地の提供及び家屋の補償を行うこと。	17. 6. 3	19. 2. 19	調停打ち切り	調停委員会は、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
4	栃木県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人が営むクリーニング工場から発生する騒音等により、イライラする、耳が痛くなる等の被害を受けている。よって、被申請人は、①騒音について、発生源に防音装置を設置すること、②振動について、品物の入れ方等を改善し振動を発生させないこと、③綿ほこりの飛散を防止すること。	18. 5. 1			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
5	群馬県 平成17年(調) 第1号事件	被申請人は、織物工場を営んでおり、当該工場から発生する振動及び騒音により動悸、不整脈、頭痛等の健康被害を受けているとともに自宅での仕事に支障が生じている。よって、被申請人は、防振・防音施設の設置又は振動及び騒音発生施設の移転により被申請人工場からの振動及び騒音を低減すること。	17. 3. 24	18. 6. 2	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、7回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
6	埼玉県 平成17年(調) 第1号事件	被申請人は、申請人ら自宅隣の本社社屋を、1階は事務所、2階及び3階は研修室及び倉庫、4階は住居として使用している。申請人らは、本社社屋に設置されたエアコン室外機等から発生する騒音及び低周波音並びに本社社屋敷地内から発生する車のエンジン音等の騒音により睡眠妨害及び精神的苦痛を受けており、通常的生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①被申請人本社社屋及びその敷地内から発生する騒音及び低周波音が規制値又は人体に影響を与えるとされている値を下回るようにするため、防音壁の設置又は機器を移設する等の対策を講じること、②午後9時から午前10時までの時間帯は、被申請人本社社屋内において研修を行わないこと。また、午後6時から午前10時までの時間帯は、ドアの開閉、自動車のエンジン音、荷物の積み下ろし、話し声等による騒音を可能な限り軽減するように配慮すること、③不法行為に基づく損害賠償として、申請人らに対して金員及び本件申請書到達の日から年5分による遅延損害金を支払うこと。	17. 3. 17	18. 7. 18	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、8回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
7	埼玉県 平成17年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人が、深夜に営業するカラオケ店に出入りする客によって、隣接する駐車場で騒ぎ、車のドアを開める音及びエンジン音、店内から漏れてくるカラオケの音等の騒音により睡眠妨害や精神的苦痛を受けており、通常的生活が送れないほどの影響を受けている。よって、被申請人は、①申請人らの睡眠が確保できる有効な防音壁を設置すること、②①の措置を採らない場合、深夜(23時～6時)の営業を取り止めること、③今までに申請人らに与えた睡眠妨害等による精神的苦痛を補償するため、金員の損害賠償を行うこと。	17. 7. 21	18. 6. 30	調停成立	調停委員会は、現地調査、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、カラオケ店及びそのお客に係る騒音の発生を抑制・防止するために、以下の措置を行う、①現在、暫定的に営業時間を午前0時までとしているが、今後も、引き続き営業時間を午前0時までとする、②午前0時以降は、速やかにお客を退出させる、③カラオケ店の客に対し、警備員を配置し店の外で騒がないように周知徹底を行う、④カラオケ機器自体から発生する騒音等カラオケ店から発生する騒音についても、外部に漏れないよう努める、(2)申請人らは、営業時間の短縮により、カラオケ店に係る騒音が低減したことは認める、(3)今後、カラオケ店に係る騒音の問題が発生した場合は、申請者と被申請者は、お互いに誠意を持って対応する、(4)申請人らはその余の請求を放棄する等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
8	埼玉県 平成18年(調) 第1号事件	申請人が営業するホテルにおいて、平成8、9年頃から現在まで断続して宿泊客から苦情が出るほどまでに建物が揺れるようになった。この振動は、被申請人が運行する列車通行に起因するものである。そのため、申請人は、防振対策工事を実施する必要がある、これに要する費用相当額につき損害賠償請求権がある。よって、被申請人は、申請人に対し金員を支払うこと。	18. 8. 3	18. 9. 25	調停打ち切り	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
9	埼玉県 平成18年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人が発生させる鉄道騒音により睡眠妨害及び精神的苦痛を受けており通常生活を送ることができない。また、将来、増便により騒音、振動等の状況が悪化することは明白であり、この公害を将来に引き継がせることはできない。さらに、申請人らの家族に健康被害や鉄道による振動が原因と思われる家屋の傾き及び亀裂が発生している。よって、被申請人は、①被申請人が発生させる鉄道騒音を昼間は50デシベル以下、夜間は40デシベル以下に低減させること、②減速運転及び防音設備等の設置により発生源の対策を講ずること。	18. 8. 8			
10	埼玉県 平成18年(リ) 第1号事件	平成16年12月20日に調停が成立した平成16年(調)第2号事件について、平成18年9月29日、申出人から、以下の事項について義務履行勧告を求める申出があった。①急制動走行コースを変更すること、②騒音を伴うであろうと思われる走行を行わないこと。	18. 9. 29	18. 12. 21	勧告しない 決定	埼玉県公害審査会が事実関係の調査を行った結果、申出事項①については、被申出人が急制動走行コースを校舎側に変更したことが認められ、申出事項②については、平成16年(調)第2号事件において両当事者が合意した調停条項に定められていないことから、義務履行の勧告は行わないことに決定し、本件は終結した。
11	埼玉県 平成18年(調) 第3号事件	申請人らは、被申請人らが発生させているアイドリングを主とする騒音及び操業に伴う振動により睡眠妨害や精神的苦痛を受けており、通常の生活を送ることができないほどの影響を受けている。よって、被申請人らは、①騒音及び振動を軽減する対策を採ること、②アイドリングをしないようにすること、③操業時間を午前8時から午後8時までとすること、④①から③の措置を採らない場合は、本紛争に係る倉庫東側において全ての操業を停止すること。	18. 12. 13			
12	千葉県 平成18年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人らが維持及び管理する市内のマンホール施設の蓋の上部を車両が通行することによって発生する振動により、睡眠を妨害される等の被害を受けている。よって、被申請人らは、①平成18年12月末日までに、マンホールを市道車線外又は同じ車線内であれば上流若しくは下流のいずれか15m～20m以上遠方方向へ移転すること、②①にかかわらず、調査報告書経費及び調停費の相当額を本年12月末日までに支払うこと、③マンホールを移転しない場合、申請人自宅売却補償費及び移転費の相当額を支払うこと、④調停終了次第、マンホールの移転が完了するまでその使用を停止すること。	18. 8. 31			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
13	千葉県 平成18年(調) 第2号事件	申請人らは、被申請人らからいわれのない悪臭及び騒音の苦情で多大なる精神的苦痛を受けている。よって、被申請人らは、①被申請人らの主張する悪臭及び騒音は、申請人らが発生源ではないことを確認すること、②第三者に対し、申請人らが悪臭及び騒音を出している旨の発言をしないこと、③申請人らに対し、被申請人らの主張する悪臭及び騒音を原因とする脅迫的な行為、夜間において申請人ら宅のインターフォンを鳴らすなどの嫌がらせ行為をしないこと。	18. 11. 1	19. 3. 19	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
14	千葉県 平成19年(調) 第1号事件	被申請人が建設を進める外環道路計画路線は全体の4分の3にあたる9.1 kmが既成の市街地であり、この道路の建設・供用による騒音、振動、大気汚染等で沿道住民の健康が脅かされる影響に加え、地域住民に親しまれてきた自然環境や景観が一旦に破壊される。周辺には幼稚園、小、中、高校の教育施設も多数存在するため、子供たちに対する健康被害、登下校時における安全面への影響が特に懸念される。すでに道路建設が始められているが、その工事による騒音・振動、土砂や資材などを運搬する工事用車両の通行による騒音・振動など影響は極めて大きく、周辺住民からは生活被害を訴える声が出ている。工事に伴いこれまでの生活用道路が閉鎖になったり、切り回して何度も変更されたりすることで地域が分断され、住民生活に深刻な影響を及ぼしている。よって、①被申請人のうち外環道路の事業者である国とA株式会社は平成8年の環境影響評価において千葉県環境影響評価審査会の答申を受け、環境影響評価準備書に対し出された知事意見の各項目に沿い、外環道路の環境影響予測評価の見直しを行うこと、②被申請人らは環境影響予測評価見直しの条件、手法、結果の詳細を冊子、CD-ROM等の形で公表し、関係住民に説明するとともに意見書提出、公聴会等の形で関係住民に意見反映の機会を設けること、③被申請人のうち千葉県は環境影響予測評価の見直しの結果とそれに対する住民意見を千葉県環境影響評価委員会(以下「委員会」という)の審査に付し、委員会としての意見を求めること、④千葉県は事業者である国とA株式会社に委員会の意見を尊重し遵守させること、そのために現在、県職員のみで構成され非公開で運営されている「東京外かく環状道路連絡協議会・環境保全専門部会」に委員会の委員等の専門家を加え、体制強化を図るとともに審議を公開すること、⑤被申請人らは上記①～④を2008年に行う外環道路の事業再評価までに実施し、その結果に基づき道路計画そのもの見直しを行うこと、環境保全が図られないことが明らかになった場合は事業そのものを中止すること、⑥上記のような過程を経て、道路計画について関係住民が納得できる結論が出るまで工事をストップさせること。	19. 2. 6			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
15	千葉県 平成19年(調) 第2号事件	申請人は、被申請人工場から発生する騒音・振動等により、居住家屋の外壁のひび割れ等の被害が生じたほか、日常生活における会話にも不自由を感じる等の生活妨害を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対し、相当額の損害賠償を行うこと、②土曜日、日曜日、国民の祝日等における工場施設の稼働・操業を休止すること、③現在計画中の機械入れ替え後も、騒音、振動、低周波音それぞれについて基準値を守っていくために、定期的に数値を計測するなどの整備・運用方針を提示し、その内容について申請人と合意すること、④現在計画中の機械の入れ替え後も、騒音、振動、低周波音それぞれについて基準値を守れるように機械類及び関連設備を設置し、③の整備・運用指針に基づいて継続的に整備・運用すること。	19. 2. 19			
16	東京都 平成18年(調) 第1号事件	申請人らは、被申請人工場から発生する騒音により血圧の上昇、めまい、動悸、睡眠障害、気分のいらいら、ノイローゼ気味等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人工場から発生する騒音を低減させるため、防音壁を設置すること、②工場地帯のような大音量で排気するダクトを廃止すること。	18. 1. 20	18. 10. 31	調停成立 一部調停 申請取下げ	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、被申請人は、自ら行った排気ダクト及び工場外壁の防音措置に関して、防音対策後の騒音レベルを維持できるようにし、かつ、防音措置について必要な補修を行うなど適切な管理に努めるものとする等内容を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。なお、申請人4名のうち1名については、都合により申請を取り下げた。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
17	東京都 平成18年(調) 第2号事件	<p>申請人らは、被申請人らが行っているビル及び駅換気塔の建設工事により、騒音・振動、地盤沈下、建物等亀裂発生、粉じん、砂ぼこり等による健康被害、財産被害等を受けている。また、長期間継続すると予想される工事により発生する騒音・振動による被害を受けるおそれがあり、さらに、本件ビル及び駅換気塔完成により日照障害、本件換気塔から排出される粉じん等による被害を受けるおそれがある。よって、</p> <p>①被申請人A社は、地下鉄建設工事のうち、駅舎及び駅付近における地下鉄建設工事を停止すること、②被申請人A社は、地下鉄駅及び隣接地下鉄トンネル内の排気用換気塔の建設工事を停止すること、③被申請人B社は、ビル新築工事を停止すること。</p>	18. 10. 16			
18	東京都 平成19年(調) 第1号事件	<p>申請人は、被申請人飲食店のボイラーから発生する異音並びに業務用車両及びそれに関連する作業等から発生する騒音により、不眠症を発し、体調不良を来し、意欲低下、決断力の欠如、自律神経失調の症状が出るなどの被害を受けている。よって、被申請人は、(1)ボイラーから生じる異音について、ボイラー定期点検を徹底し、異音発生的事实を認めた場合は一両日中に対処すること、(2)すべての業務用車両及びそれに関連する作業から生じる騒音について、①車両の来場する時間帯等に制限を設けること、②車両停車位置の変更及び作業に伴う騒音が最小限となるよう対策・配慮を行うこと、(3)一般来客車両から生じる騒音について、申請人住宅に隣接した駐車場スペースに時間帯制限を設けること、(4)申請人に対して、申請人が支出した治療費等を支払うこと。</p>	19. 3. 26			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
19	神奈川県 平成14年(調) 第1号事件	<p>被申請人が建設を計画している産業廃棄物最終処分場について、(1)計画地決定の理由と他の候補地との比較検討の経過等が不明瞭である、(2)製造事業者の処理責任を行政が代行して果たさねばならない理由が不明である、(3)遮水施設が完全という保証がなく、遮水施設が破損した場合の対応、処理や漏電検知システムの作動年数が不明瞭である、(4)伐採樹木の搬出先・方法や工事により発生した土砂の保管場所・方法が不明瞭である、(5)風の強い地域であるにもかかわらず、強風時の飛散シュミレーションによる対策を立てているかが疑問である、(6)ダイオキシンが含まれるばいじんや燃え殻を永遠に埋めてしまう事への不安があると同時に、ダイオキシン以外の環境ホルモン対策がない、(7)①国道A号線を通る工事車両の増加、同一地域の宅地造成計画と工事期間が重なる事等による大気汚染、振動、騒音、②地震で計画地にある活断層がずれること等により構造物が破損した場合の地下水や海洋の汚染、③建設工事により海へ土砂が流出することによる漁業への影響、④焼却灰の飛散やシート等構造物破損による土壌汚染、⑤燃え殻や汚泥からの悪臭、⑥急傾斜地であるため、地滑りや崩壊、⑦地元のレクリエーション施設の損失、⑧工事車両が通る国道A号線には歩道がないことによる交通事故の増大、⑨農業、漁業、地価への風評被害、⑩現在の保全計画の具体的手法が明確でないため、希少動物への影響が予想される。よって、被申請人は、産業廃棄物最終処分場の建設工事に着手しないこと。</p>	14. 4. 25	17. 12. 14 18. 4. 24	一部調停 申請取下げ 調停成立	<p>調停委員会は、現地調査、18回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、『A市に設置する産業廃棄物最終処分場』(以下「処分場」という。)に関して、申請人の構成員である近隣住民が処分場の建設及びその運営管理に不安を抱いていることを理解し、この不安を可能な限り解消するために、以下の条項にしたがって今後とも一層の努力をするものとする、(2)被申請人は、処分場の建設現場への立入りについて申請人からの申出があったときは、安全上及び施工管理上に支障がない範囲で、申請人の会員及び申請人が指定する者についてその立入りを認めるものとする、(3)申請人から処分場の建設工事に関する苦情(工事施工業者に対するものを含む。)の申出がなされたときは、被申請人はこれに対して迅速に対応するものとする、(4)①被申請人は、処分場の建設に関する事業全般について統括する事業責任者及び工事に関する立入調査・苦情対応等を担当する工事責任者を選任するものとする、②被申請人は、前号の規定により、事業責任者及び工事責任者を選任したときは、その者の氏名、連絡先等を申請人に連絡するものとする。なお、責任者に変更が生じたときも同様とする、(5)被申請人は、処分場の建設中において、万が一災害等の緊急事態が発生したときは、申請人に対し速やかにその事実を連絡するものとする、(6)申請人は、処分場の運営管理に関する搬入実績及び各種のモニタリング結果について、随時、被申請人に対し情報提供を求めることができるものとする等内容を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
20	神奈川県 平成16年(調) 第1号事件	被申請人A社が10階建てマンションの建設を計画している本件土地は、以前、被申請人C社が造船所として所有していた土地で、そこから生ずる有害物質を含む産業廃棄物、船底のサビ、塗料、廃油等の捨て場として使用されてきたとのことであり、有毒物質(水銀、鉛、砒素、カドミウム、スズ、硫酸ピッチ、PCB等)が、地中のかかなり深部まで堆積している可能性が大きい。よって、工事により地表が掘削されると、汚染土壌が露出して有害物質が粉じんとして飛散し、周辺に住む申請人らは重大な健康被害を受けるおそれがある。また、マンションの建設工事は、1年半以上の期間にわたって行われる大規模な工事であり、工事に伴う著しい騒音、振動、粉じんの被害が申請人らに及ぶことは確実であるとともに、高さ約30mの建物のため、申請人らは、日照障害、圧迫感、プライバシー侵害を受け、精神的、財産的損害を受けることになる。よって、①被申請人A社及びB社は、マンションの建設工事及びそれに付随する工事をしないこと、②被申請人A社、B社及びC社は、①の場所において土壌汚染の詳細な調査を行い、その結果を速やかに公開し、土壌汚染の被害が周辺住民に及ぶおそれがないよう対策を行うこと、③被申請人A社及びB社は、申請人らにマンションの建設による騒音、振動、粉じん、日照、風害、眺望侵害等の被害が及ばないように計画を変更すること、④被申請人市は、①、②及び③が行われるよう、被申請人3社を監督・指導すること。	16. 3. 24			
21	神奈川県 平成16年(調) 第2号事件 (平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16. 4. 26			
22	神奈川県 平成16年(調) 第3号事件 (平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16. 4. 27			
23	神奈川県 平成16年(調) 第4号事件 (平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16. 6. 14			
24	神奈川県 平成16年(調) 第5号事件 (平成16年(調)第1号事件への参加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16. 8. 24			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
25	神奈川県 平成16年(調) 第6号事件 (平成16年 (調)第1号 事件への参 加申立て)	神奈川県平成16年(調)第1号事件と同じ。	16. 9. 2			
26	神奈川県 平成17年(調) 第2号事件	申請人は、申請事業所倉庫空調設備から発生する騒音問題について、被申請人に対して問題解決に向け誠意をもって対応しているが、双方の主張が相反し、当事者間で解決できる可能性が皆無であると判断した。よって、申請人の事業所倉庫空調設備から発生する騒音に係る被申請人との紛争解決を求める。	17. 6. 8	18. 7. 31	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、8回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
27	神奈川県 平成17年(調) 第3号事件	被申請人の中学校ブラスバンド部の合奏及びパート練習の大音量により、申請人は血圧上昇、不眠等の健康被害及び精神的苦痛を被っている。よって、被申請人は、①本申立以降、実効ある防音措置が講じられるまでの間、中学校校舎1階第一音楽室及び2階第二音楽室をブラスバンドの合奏及びパート練習に使用しないこと、②申請人に対して、相当額の慰謝料を支払うこと。	17. 8. 31	18. 10. 16	調停成立	調停委員会は、現地調査、6回の調停期日の開催等手続を進め、被申請人は、中学校第1音楽室において、窓を閉めた状態で健康的に音楽活動ができるよう、同音楽室の環境改善に努めることを内容とする調停案の受諾勧告を行ったところ、被申請人からは調停案を受諾する旨の回答があり、申請人からは受諾しない旨の回答がなかったことから、調停が成立したものとみなされ、本件は終結した。
28	神奈川県 平成17年(調) 第4号事件 (平成14年 (調)第1号 事件への参 加申立て)	神奈川県平成14年(調)第1号事件と同じ。	17. 11. 14	17. 12. 14 18. 4. 24	一部調停 申請取下げ 調停成立	神奈川県平成14年(調)第1号事件と同じ。
29	神奈川県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人宅から発生する悪臭により気分が悪くなる。よって、被申請人は悪臭を発生させないこと。	18. 8. 8	18. 11. 16	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
30	石川県 平成17年(調) 第1号事件	被申請人工場から発生する騒音及び振動により著しく生活を害され、精神的苦痛を受け通常の生活ができない。また、今後、重大な健康障害が生じるおそれがある。さらに、申請人らの住宅も長期にわたり強い振動を受け続けているため通常以上に老朽化が進んでいる。よって、被申請人は、①申請人ら所有の土地及び住宅を買い取り、引越し費用及び当面の借家費用として金員を支払うこと、②騒音及び振動を発生させ申請人らの生活を著しく害したので、申請人らが現住所に居住開始した平成13年3月から、①の請求事項が実行されるまでの期間、申請人に対して金員を支払うこと。	17. 12. 5	18. 4. 27	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
31	岐阜県 平成18年(調) 第1号事件	申請人らは、近隣のゴルフ場内に埋立処分された自動車道建設に伴う建設残土からカドミウム等の有害物質を含んだ酸性水が雨水等を通じて流出した地域の水質汚濁及び土壌汚染により被害を受けたとして、汚染残土の全量撤去を被申請人らに要望したが、被申請人らはこれを拒んでいる。よって、被申請人らは、①ゴルフ場内に処分した黄鉄鉱を含んだ汚染残土の全量を撤去すること、②周辺水系の水質を自動車道建設残土による埋立工事前の状態に復帰させること	18. 3. 27	18. 10. 27	調停打ち切り	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
32	静岡県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人Aは、昭和51年頃から平成13年8月までの間に建築解体によって生じた建築廃材等を本件土地に搬入し、違法な野焼き、それによって生じた燃え殻等の埋立処分等を行っていた。平成14年、本件土地の近隣住民らが専門機関に依頼して土壌調査を行った結果、焼却灰混じりの土壌から高濃度のダイオキシン類が検出されている。被申請人B市は、被申請人Aが行った上記行為に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指導監督すべき立場にありながらその指導監督義務に違反したのみならず、被申請人Aの違法行為に積極的に加担し、焼却、埋立てすることを容易にし、申請人らに健康上及び精神上の被害を与えるなどした。また、本件土地の土壌汚染により、上水道敷設区域外であるC地区住民は井戸水の汚染を通じ健康を害されるおそれが生じている。よって、①被申請人らは、共同して本件土地上に存在する燃え殻、ばいじん等を含む有害な産業廃棄物を同地上から地下埋設分も含め安全かつ完全に撤去すること、②被申請人らは、①の産業廃棄物が完全撤去されるまでの間、共同して不法投棄された焼却灰の飛散を防ぐべく万全の措置を講ずること、③被申請人B市は、B市C地区に上水道を敷設すること、④被申請人らは申請人ら各自に対し金員を支払うこと。	18. 4. 10			
33	静岡県 平成18年(調) 第2号事件	被申請人らが深夜及び早朝に発生させているトラックのアイドリング音及び早朝のフォークリフト作業音により不眠、ストレス等の被害を受けている。また、排気ガスによる健康被害を受けるおそれがあり、さらに、高頻度のトラック出入りによる通学の危険が発生している。よって、被申請人らは、①午後7時から午前7時までトラックの出入りを禁止すること、②午後6時から午前8時までフォークリフト作業を禁止すること、③住宅側の出入口を閉鎖すること、④住宅側の現状のフェンスを防音壁に更新すること、⑤アイドリングの禁止を徹底すること、⑥健康被害を補償すること。	18. 11. 28			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
34	愛知県 平成18年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人らの事業活動、産業廃棄物の焼却及び産業廃棄物の不適正な保管による有害大気汚染物質の排出により、頭痛等の健康被害を受けている。また、被申請人らの産業廃棄物の焼却による排熱により、頭の左側の耳の上等に熱が貯まり火傷のような熱さに苦しんでいる。さらに、仕事ができなくなったことにより相当額の損害が生じている。よって、被申請人らは、①事業活動、産業廃棄物の焼却及び産業廃棄物の不適正な保管により有害大気汚染物質を排出しないこと、②被申請人らの事業活動から生じた産業廃棄物及び外部から持ち込んだ産業廃棄物の焼却及び不適正な保管をしないこと、③事業活動及び産業廃棄物の焼却による熱を全て回収すること、④申請人に対し金員を支払うこと。	18. 6. 5	18. 9. 5	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
35	愛知県 平成18年(調) 第2号事件	被申請人は、エアコンプレッサー等の音を24時間発生させ、日曜日でも仕事をしている。また、平成17年から、正月及びお盆は3日程度、ゴールデンウィークは1日休業したのみで、それ以外は必ず音を発生させているため、申請人は心の休まる日が少ない。よって、被申請人は、①エアコンプレッサーの所に防音措置を採り、音が漏れないようにすること、②エアコンプレッサーの東側20m程度の所で音が発生しているので防音措置を採り、音が漏れないようにすること、③夜間の操業を止めること、④日曜日は休業し、正月、ゴールデンウィーク及びお盆は3日以上休業すること。	18. 8. 29			
36	愛知県 平成18年(調) 第3号事件	被申請人工場から、忙しい時には午前8時から午後6時までプレスの音が1秒～2秒に1、2回発生し、その騒音により睡眠不足となり仕事に支障が出ている。よって、被申請人は、①プレス作業時間を午前9時から午後4時までとすること、②正午から午後1時まではプレス作業を行わないこと、③防音壁などの防音措置を採り、プレス作業の音を申請人の家の中まで響かせないこと。	18. 8. 29	18. 12. 6	調停成立	調停委員会は、2回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、平成19年2月1日以後は、被申請人住所地の工場において金属加工機械によるプレス作業を行わないこと、②申請人及び被申請人との間には、本件紛争に関し、この調停条項に記載したもののほか、何らの債権債務がないことを確認することを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
37	愛知県 平成18年(調) 第4号事件	被申請人が行った建物の解体及びくい抜き工事の振動により、申請人が居住する家屋がゆがむ被害を受けた。これにより受けた精神的被害のため、申請人は、夜眠れない状態となった。よって、被申請人は、申請人が居住する家屋を修繕すること。	18. 11. 27			
38	愛知県 平成18年(調) 第5号事件	被申請人工場から発生する悪臭により洗濯物に臭いが付く等生活に支障を来し、また、来客等の際に不快感を与え営業活動にも悪影響を及ぼしている。よって、被申請人は、①被申請人住所地に所在する工場に確実な防臭措置を講じて悪臭を外気に放出しないこと、早期に解決ができない場合は工場を移転すること、②工場操業中でないと思われる日にもかかわらず臭気を発生しているため、悪臭の原因を突き止め早期に解決すること。	18. 12. 20			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
39	三重県 平成17年(調) 第2号事件	被申請人工場から発生する騒音により睡眠が妨げられている。よって、被申請人は、午後10時以降の工場から発生する騒音を小さくすること。	17. 9. 22	18. 7. 6	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
40	三重県 平成17年(調) 第4号事件	被申請人は、排水処理施設のない養鶏場の建設を計画しているため河川を汚染させるおそれがある。よって、被申請人は、被申請人が建設を計画している養鶏場に排水処理施設を設置すること。	17. 11. 24	19. 3. 30	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
41	三重県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人が建設を予定しているペット霊園が開設されると、①鳥インフルエンザ、SARSを原因とする死亡例の場合等は、焼却前の一定の時間帯では病原菌が地域社会に流布まん延するおそれがある、②焼却が不完全燃焼となった場合は悪臭が生じるおそれがある、③交通の不便な本件土地において大規模なペット霊園が開設されると自動車を利用することとなるため、本件土地付近における騒音は甚大なものとなることが予想される、④申請人は、本件土地上に温泉権を保有し将来的には温泉事業を展開する構想を有しているが、被申請人が予定しているペット霊園が開設されると当該温泉事業と調和が取れないものとなる。よって、被申請人は、被申請人が開設を予定しているペット霊園の建設を中止すること。	18. 1. 31	18. 4. 20 18. 4. 25 18. 5. 10	一部調停申請取下げ 一部調停申請取下げ 調停申請取下げ	調停委員会は、1回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人らは、都合により、順次、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。
42	三重県 平成18年(調) 第2号事件	被申請人が計画している事業が開始されれば、ダイオキシン類、重金属等の有害物質が大気中に飛散するとともに、これらの有害物質で汚染された排水が場外に流出するおそれがあり、回復しがたい生活環境の汚染を被ることとなる。よって、被申請人は、①廃プラスチック、木くず、紙くず等の廃棄物を原料とする温水発生器を建設及び操業しないこと、②当該温水発生器を利用して、第1期に筍を栽培し、第2期にテラピアの養殖を行い、第3期に貸温室ハウスを行うとの事業計画を撤回すること。	18. 6. 16			
43	三重県 平成18年(調) 第3号事件	被申請人施設から発生する悪臭、降雨時に流出する堆肥による水質汚濁及び大量のカラス飛来により、申請人らは健康被害等を受けている。よって、被申請人は、①悪臭を周囲に飛散させないような施設整備等による悪臭の抜本的改善を行うこと、②降雨時に汚水が溜池及び周辺河川へ流出しないような防止策を講ずること、③施設周辺に大量に飛来するカラスへの対策を講ずること、④①～③の改善が図れない場合は、事業を撤退すること。	18. 8. 10			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
44	京都府 平成16年(調) 第1号事件	被申請人が所有、管理する建物の屋上に設置されているキュービクル等の機械電気設備を囲む防音壁が低く、遮音が不十分であることから、静穏な居住環境が著しく侵害されているとともに、赤味がかかった茶褐色に塗られた壁面等が違和感を与えており、精神的安らぎを大きく損なっている。また、本件建物建設前に取り交わされた確認書では、合意されていない事項で問題が生じた時は双方誠意を持って協議し、解決を図るとしておきながら、被申請人は、申請人からの要望に対し、誠実な対応を採っていない。よって、被申請人は、①キュービクル式高電圧受電設備を、隠れる高さの木製板塀、あるいは白色の鋼板で囲むこと、②西側の壁面、屋上部階段室及び2か所の光庭内部を、本件建物の白壁と同色にすること。	16. 3. 22	18. 4. 11 18. 5. 1 18. 5. 2 18. 5. 8	一部調停 打ち切り 一部調停 申請取下げ 一部調停 打ち切り 調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、12回の調停期日の開催等手続を進め、申請人及び被申請人らに対し、調停案の受諾勧告を行ったが、順次、被申請人らから受諾しない旨の回答があったことから、調停が打ち切られたものとみなされ、本件は終結した。なお、申請人31名中1名は、都合により申請を取り下げた。
45	京都府 平成17年(調) 第1号事件 (平成16年 (調)第1号 事件への併合 事件)	京都府平成16年(調)第1号事件と同じ。	17. 4. 1	18. 4. 11 18. 5. 1 18. 5. 2 18. 5. 8	一部調停 打ち切り 一部調停 申請取下げ 一部調停 打ち切り 調停打ち切り	京都府平成16年(調)第1号事件と同じ。
46	京都府 平成17年(調) 第2号事件	被申請人が行う道路建設に伴うトンネル工事による振動、地盤沈下等のため、申請人ら所有の土地、建物等に亀裂等の被害が生じている。よって、被申請人は、道路建設に伴うトンネル工事施工により、申請人ら所有の土地、建物等に生じた被害発生箇所の修復及び補償のために必要な措置を採ること。	17. 7. 8	18. 4. 18	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、5回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
47	京都府 平成17年(調) 第3号事件	被申請人は、各種糊の製造及び販売、クリーニング資材の販売等を目的として設立された株式会社である。被申請人は、被申請人住所地において、燃焼装置を利用して何らかの化学物質を製造している模様であり、被申請人の煙突からすす状の粉じんが排出され、申請人らの居宅の屋上、屋根、物干台等に舞い降り堆積している。また、申請人らが育成している植物等が生育しなくなり、葉に油膜がこびりついている。さらに、時々悪臭も発生し、大変な迷惑を被っている。よって、被申請人は、①速やかに被申請人住所地における燃焼装置の利用を中止すること、②申請人らにこれまでの被害状況に応じた相当額の損害賠償を支払うこと。	17. 12. 1	18. 4. 4	調停成立	調停委員会は、現地調査、3回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は、平成18年5月10日までに、被申請人方煙突の排出口に適宜の方法により被覆することにより、若しくは、その他の方法により、これを塞ぐものとする、②申請人らは、本件申請中、損害賠償を求める部分を取り下げることを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。
48	大阪府 平成6年(調) 第5号事件	都市計画道路及び自動車専用道路が完成し、供用が開始されることにより、騒音、振動、排気ガスの公害発生及び眺望への影響のおそれがある。よって、被申請人は、環境保全上の適切な処置を講じること。	6. 12. 22			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
49	大阪府 平成15年(調) 第3号事件	被申請人らは、実施から長期間経過し、かつその対象年度も経過していたり、予測環境要素の中に浮遊粒子状物質(SPM)が含まれていない等の不十分な環境影響評価に基づき、高速道路等の建設を計画し、近々詳細設計の段階に入ろうとしている。申請人らは、隣接する幹線道路から大気汚染や騒音の被害を現在でも受けており、本件道路が建設されると、被害が悪化するおそれがある。よって、被申請人らは、①本件道路の環境影響評価手続をやり直し、その際に、申請人らの住所地域を調査地点に追加すること、②①の環境影響評価の結果に基づき、大気汚染、騒音、振動、低周波音などに関する十分な公害防止対策を行うこと、③本件道路が建設されることにより、地域分断及び住民の公共施設等への交通の障害が生じないように十分な対策を行うこと、④本調停中は、本件道路の建設工事を強行しないこと。	15. 5. 22			
50	大阪府 平成15年(調) 第6号事件 (平成15年 (調)第3号 事件への参 加申立て)	大阪府平成15年(調)第3号事件と同じ。	15. 10. 30			
51	大阪府 平成16年(調) 第3号事件	本件事業に係る環境影響評価は、実施から既に長期間経過し、かつ、その対象年度も経過していたり、予測環境要素の中に微細粒子状物質(PM2.5)が含まれていない等の不十分なものであるが、被申請人らは、このような予測評価を前提として、高速道路及びそれに併設する一般道路の建設を進めようとしている。そこで申請人らは、十分な公害防止対策が行われないまま工事が強行され、環境が悪化することを懸念している。また、本件道路建設予定地域には歴史的価値の高い遺跡等が存在しており、工事によってこれらの史跡が破壊されるおそれがある。よって、被申請人らは、①高速道路の環境影響評価手続をやり直し、その際に、申請人らの住所地域を調査地点に追加すること、②①の環境影響評価の結果に基づき、大気汚染、騒音、振動、低周波音などに関する十分な公害防止対策を行うこと、③本件道路建設に当たって、埋蔵文化財の保存に努めるとともに、地域分断及び住民の公共施設等へのアクセス障害が生じないように十分な対策を行うこと、④本調停中は、本件道路の建設工事を強行しないこと。	16. 8. 27			

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
52	大阪府 平成16年(リ) 第1号事件	大阪府平成14年(調)第2号, 第5号, 第7号及び第8号事件の義務履行勧告申出	16. 10. 15			
53	大阪府 平成16年(調) 第4号事件	被申請人らは、申請人らの自宅からわずか数メートルの農道を挟んで隣接している第1工場において、建築木製品の加工等を行っている。申請人らは、工場及び工場外の大型集じん機から発生する低周波音、騒音等のため自宅の一部が使用できなくなるとともに、身体的・精神的に影響を受けており、このままでは何らかの症状を発症するおそれが極めて高い。よって、被申請人らは、①第1工場東側に設置された大型集じん機の稼働による低周波音を申請人ら自宅の敷地内に一切侵入させないこと、②同工場の操業による騒音を、午前8時から午後6時までは50デシベル（等価騒音レベル）を超えて、午後6時から午前8時までは一切、申請人ら自宅敷地内に侵入させてはならず、そのための防音対策を採ること。	16. 11. 26	18. 4. 19	調停打切り	調停委員会は、現地調査、9回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
54	大阪府 平成17年(調) 第1号事件	<p>被申請人は、昭和47年8月から平成13年9月まで賃借した本件土地及び本件土地上の工場において金属溶射業及びサンドブラスト加工業を営んでいた。平成15年2月の土壤汚染対策法の施行に伴い、申請人が、被申請人に対して本件土地の地歴調査を行ったところ、有害物質としてフッ素及び鉛が検出される可能性が高いことが判明した。そのため、申請人が平成15年3月、平成16年2月及び3月に土壤汚染対策法に基づく土壤調査を実施したところ、土壌からは指定基準を超過するフッ素、鉛及びトリクロロエチレンが、地下水からは指定基準を超過するトリクロロエチレン及びシス-1, 2-ジクロロエチレンが検出された。被申請人は、物納者及び申請人と賃貸借契約に基づき本件土地を工場として使用してきたことから、賃貸借契約終了に伴う土地・建物に対する原状回復の義務があるが、本件土地に地下水汚染があり、地下水を通じて隣接地に汚染が拡大する可能性があること等から早急に対策工事を行う必要があったため、申請人自らで浄化対策工事を実施して原状回復を行った。被申請人が事業を始める以前の本件土地は畑であり、被申請人より前に本件土地で第三者が何らかの事業を行っていた事実はないこと、本件土地上の工場において、被申請人は、鉛、ふっ酸及びトリクレン洗浄機を使用して金属溶射業及びサンドブラスト加工業を営んでいたため、本件土地の汚染原因者が被申請人である蓋然性は極めて高い。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人土地の有害物質の汚染状況調査及び汚染浄化に要した金員を支払うこと。</p>	17. 8. 15	18. 6. 21	調停成立	<p>調停委員会は、6回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は申請人に対し、大阪府公害審査会に調停申請された本件土地の土壤汚染に関し、解決金として、金員の支払義務があることを認める、②被申請人は申請人に対し、前項の金員を平成18年8月31日限り、申請人の発行する納入通知書により納入する方法で支払う、③上記支払期日までに支払いが行われない場合、被申請人は、申請人に対し、①の解決金から既払金額を差し引いた残金額及びこれに対する支払期日から支払い済みまで年5%の割合による延滞金を支払う、④申請人及び被申請人は、本件土地の土壤汚染に関し、申請人と被申請人との間に、本調停条項に定めるほか、他に何らの債権債務のないことを相互に確認すること等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
55	大阪府 平成17年(調) 第2号事件	被申請人は、窓を開けっ放しにし、家の中でのボール遊びや会話の内容がはっきりと分かる程の騒音を発生させている。申請人は、この騒音により平穏な生活が侵害されるとともに、被申請人が寝静まるのを待つことや耳栓をして就寝するような状況もあり、頭痛や不眠等身体的苦痛を被っている。よって、被申請人は、①午後9時から翌朝6時まででは一定騒音レベルを超えないようにすること、②直ちに生活騒音が響かない防音設備を設置すること。	17. 11. 1	18. 4. 13	調停成立	調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、(1)被申請人は、申請人に対する騒音の軽減のため、被申請人住宅（以下「本件建物」という。）について、次のとおり防音工事を施行する、①本件建物の1階東側の窓をすべて撤去して壁面とし、1階東側の壁の全部及び1階南側の壁の一部につき、防音工事を行う、②本件建物の1階南側の窓について、防音工事を行う、(2)被申請人は、前項の防音工事について、平成18年5月末日までに着工し、同年6月末日までに完成させる、(3)被申請人は、午後9時から翌朝6時までの間、申請人肩書地において、45デシベルを超える騒音を到達させてはならない、(4)被申請人は、前項の時間帯以外の時間帯においても、申請人に対し、騒音による不快感を与えないよう努めること等を内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
56	大阪府 平成17年(調) 第3号事件	被申請人事業所(自動車販売代理店)の劣化した空調機から発生する騒音が以前より大きくなったため、申請人は当該騒音に対する防音対策を被申請人に依頼したが、被申請人は防音対策を講じない。よって、被申請人は、被申請人の事業所において発生する騒音が条例に規定する基準内にとどまるよう空調機等の騒音対策を講ずること。	17. 12. 19	18. 8. 29	調停成立	調停委員会は、現地調査、5回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①被申請人は申請人に対し、空調室外機を運転することにより、被申請人の所有する土地の敷地境界線上において、次の基準値を超えて騒音を発生させないよう平成19年3月31日までに被申請人の費用負担において、本件室外機の移設を含めた音源対策を行う、朝(午前6時～午前8時)50dB、昼間(午前8時～午後6時)55dB、夕(午後6時～午後9時)50dB、夜間(午後9時～翌日午前6時)45dB、②被申請人は申請人に対し、平成19年4月1日以降空調室外機を運転することにより、被申請人所有の前記土地の敷地境界線上において、①の基準値を超えて騒音を発生させてはならない、③被申請人は申請人に対し、①の対策が完了するまで、本件室外機を午後9時以降運転してはならない、④申請人は被申請人と、本件室外機の運転による騒音の程度が現状のまま維持されることを条件に、本調停を成立させたものであり、本件室外機による騒音の程度がひどくなるなど前提条件に変更があったときは、その善後策について申請人と被申請人は協議をする、⑤申請人は被申請人に対し、被申請人が①の対策工事を行うため、申請人の所有する土地に入立ることを認めることを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
57	大阪府 平成18年(調) 第2号事件	道路建設に関連する公害発生に不安を感じた住民は、平成15年5月、再度の環境アセスメント及び万全な公害対策の実施を求めて公害調停を申請し、現在まで審理が進められてきている。当該公害調停において、被申請人は、環境アセスメントにとって最も重要である正確に現況を把握するための現況調査の実施を正当な理由もなく拒否し続け、現況調査に関しては、都道府県知事等の関係自治体が行うべきものであると主張している。申請人らは、第一義的には、現況調査は前記公害調停の被申請人によって行われるべきであると考えられるものであるが、同時に、本件被申請人らも、より良い地域環境の維持と地域住民の健康の維持増進に責任を負っている自治体であることから、本件被申請人らも現況調査を実施する必要がある。よって、本件被申請人らは、道路の環境影響評価（環境アセスメント）をやり直す際には、申請人らの住所地及びその周辺地域の現況調査を速やかに行い、かつ、その結果を申請人らに公表すること。	18. 3. 17			
58	大阪府 平成18年(調) 第3号事件	被申請人は、本件土地を明治34年から昭和57年まで車両車庫及び車両工場として使用していた。申請人は、平成13年3月15日、売買契約により被申請人から所有権移転を受け、同日、所有権移転登記を行った。平成16年11月と平成17年9月に被申請人において行った土壌汚染調査の結果、土壌汚染対策法に規定する指定基準の最大約52倍の鉛が検出された。申請人は、平成8年11月から平成16年3月まで、消防署仮設庁舎等の用に供していたことはあったが、鉛を扱うことはなかった。このことから、土壌汚染は本件土地を申請人において使用する以前から生じていたものと考えられ、汚染原因者は、本件土地の前所有者である被申請人であると考えられる。また、土壌汚染が明確になった場合には、汚染物質の除去措置の責任は売主にあるとの認識が定着しつつあることから、汚染除去措置の責任と費用負担は被申請人にあると考えられる。よって、被申請人は、本件土地について、土壌汚染対策法、同法施行令、同法施行規則及びその他の関係法令に規定する基準を満たす土壌汚染対策を実施すること。	18. 4. 24			
59	大阪府 平成19年(リ) 第1号事件	大阪府平成10年(調)第2号、第3号及び平成11年第3号事件の義務履行勧告申出	19. 2. 13			

No.	事件の表示	請 求 の 概 要	受 付 年月日	終 結 年月日	終結区分	終 結 の 概 要
60	兵庫県 平成9年(調) 第1号事件	被申請人が計画している都市計画道路が建設されると、申請人らが現在居住地内で受けている自動車通行による健康被害、騒音による生活被害が倍加するおそれがあり、また、景観が破壊されるとともに、地域が分断され、地域住民の連帯や地域社会が崩壊する。よって、(1)申請人ら居住地内等において、大気汚染、騒音、振動等に関する現状調査を行い、その結果を申請人らに公表し、環境基準値を超えている場合は必要な公害対策を行うこと、(2)本件道路に関して、①建設計画の全容を明らかにすること、②市環境影響評価条例に準ずる環境影響評価手続を行うこと、③②の環境影響評価手続において、申請人らの居住地内に対する影響を最小限にするため、中止を含めた複数の代替案の検討を行うこと、とりわけA道周辺における景観保全のために必要な対策の検討を行うこと、④申請人らとの本件協議が整うまで、本件道路建設工事を行わないこと。	9. 12. 19			
61	兵庫県 平成11年(調) 第1号事件 (平成9年 (調)第1号 事件への参 加申立て)	兵庫県平成9年(調)第1号事件と同じ。	11. 7. 28			
62	兵庫県 平成17年(調) 第1号事件	被申請人が計画している道路改良工事及び道路供用後に発生する騒音、振動等により申請人が経営する旅館等に営業被害をもたらすとともに、泉源枯渇又は湧出量が低下する等のおそれがある。よって、被申請人は、申請人住所地付近で計画している道路改良事業計画を白紙撤回すること。	17. 8. 23	18. 12. 8	調停申請 取下げ	調停委員会は、3回の調停期日の開催等手続を進めたが、申請人は、都合により、調停申請を取り下げたため、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
63	兵庫県 平成17年(調) 第2号事件	一般廃棄物最終処分場の設置、建設工事、操業、跡地利用等に起因して、申請人らが居住し、農業を営んでいる地区等に公害が発生することを未然に防止する必要がある。よって、被申請人は、①被申請人が既に実施した第3次一般廃棄物最終処分場（以下「本件処分場」という。）設置に係る生活環境影響調査に関して、周辺地区の井戸、粉じん、騒音、悪臭等について追加調査を実施すること、②本件処分場に焼却灰及び焼却残渣を埋め立てないこと、③仮に本件処分場に焼却灰及び焼却残渣の埋立処分を行う場合は、焼却灰及び焼却残渣中の有害物質の項目、基準値及び測定方法について申請人らと協議すること、④現在、一般廃棄物の処理を行っているクリーンセンターにアスベストを含有する廃棄物及び含有するおそれのある廃棄物が搬入されないための対策を講ずること、⑤本件処分場を遮断型最終処分場又は処分場全体を閉鎖する方式に施設を改良すること、⑥本件処分場の敷地境界線から最低 20m 以上の幅をもつ緑地緩衝帯を付設すること、⑦本件処分場の操業により発生する騒音、粉じん、悪臭等の環境汚染を防止するための万全な対策を実施すること、⑧本件処分場の建設及び操業に起因して大気汚染、粉じん、悪臭、騒音及び水質汚染が生じないように万全の対策を講ずること、⑨本件処分場の建設工事又は操業に起因して申請人らが損害を被った場合は、誠意をもって賠償すること、⑩本調停申請事項を遵守するため、申請人らとの間に協議会を設置すること等。	17. 9.21			
64	兵庫県 平成18年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人工場内に設置されたコンプレッサの回転音及びそれに伴う振動、工場内に設置されたエアコン屋外機から発生する騒音及び工場内の機械による騒音並びに工場の窓から放出される電灯の光により、夜、安眠できない。よって、被申請人は、①工場内から発生するコンプレッサによる騒音及び振動を防止すること、②工場内の機械による騒音を防止すること、③工場内のエアコンによる騒音を防止すること、④工場の窓から出る光害を防止すること。	18. 8.18			
65	兵庫県 平成18年(調) 第2号事件 (平成17年(調)第2号事件への参加申立て)	兵庫県平成17年(調)第2号事件と同じ。	18. 8.18			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
66	和歌山県 平成16年(調) 第1号事件	<p>申請人らは、ワカメ等の海藻類、アワビ等の貝類、イセエビ等の定着性水産物の漁業を行っているが、被申請人が管理するダムからの濁水放流による漁場への濁水流入及び堆積により、アワビ等の貝類のえさとなる海藻が枯死（磯焼け）し、申請人らの水揚額が激減した。また、被申請人と申請人組合は、平成9年3月14日、「港湾整備事業に関する覚書」を取り交わし、濁水対策について具体策を講ずる等の内容の合意をしたにもかかわらず、被申請人は現在まで濁水を軽減するのに有効な対策を採ってこなかっただけでなく、今後の方策も示さないまま先送りを行っている。よって、被申請人は、(1)本件ダムからの放流に伴い大量流入する濁水について、周辺海域の磯に藻場が回復する水準まで流入量を軽減する対策を速やかに講ずること、(2)申請人らの共同漁業権漁場区域内の磯に堆積している泥を漁業に影響を与えない方法で除去すること、(3)(1)及び(2)の実施に当たり、申請人らに事前に十分説明して了解を得るとともに、実施結果及びその効果の詳細な情報を提供すること、(4)平成9年度から15年度の間が生じた採貝水揚額等の損害金を支払うこと、(5)平成16年度以降、採貝水揚額が8年度の額に回復するまでの間、①申請人88人の当年度と8年度水揚額の差額相当額の損害金、②当年度と8年度漁協取扱総水揚額の差額の6%（漁協の手数料収入相当額）の損害金、③当年度のサザエ放流額を、毎年度支払うこと。</p> <p>なお、本件については、平成18年9月22日に、公害等調整委員会に原因裁定を求める申請を行っている。</p>	16. 6. 30			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
67	和歌山県 平成18年(調) 第1号事件	<p>被申請人が一部供用を開始したA浄化センターの放流水により、B河川水系の水質が悪化し、鮎等の漁業資源の減少を招いており、全面供用される頃にはより大きな影響を与えかねない。しかし、被申請人は、二次処理技術の活性汚泥法を用いるだけで、高度処理（三次処理）を実施しない。また、A浄化センターの建設及び操業がB河川の鮎に対する風評被害をもたらし、申請人の収入源である遊漁者数の減少を招いていることに加え、現在、施工中のC浄化センターが平成20年度に一部供用が開始されることから、漁業資源の減少と風評被害が深刻化することは避けられない。よって、被申請人は、平成13年4月に供用を開始したA浄化センターについて、①処理水の水質について、BOD（生物化学的酸素要求量）等が申請人の求める数値を超える処理水を排出しないこと、②被申請人が既に調査している項目のほか、アンモニア態窒素等について水質調査を追加実施し、申請人にその結果を公表すること、③処理水を排出する前に残留塩素を除去する装置を設置すること、④急速ろ過法等の高度処理（三次処理）を実施すること、⑤A浄化センターに流入する工場排水について、水質汚濁防止法に定める基準を超える工場排水を受け入れないこと、⑥B河川に流入する工場排水が少なくとも水質汚濁防止法に定める基準を満たすよう、必要な対策を行うこと、⑦A浄化センターの操業に起因して風評被害を被っていることにかんがみ、「B河川鮎釣大会」のイベント開催等風評被害対策を行うこと。また、平成20年度に一部供用開始を予定しているC浄化センターについて、⑧処理水の水質について、BOD等が申請人の求める数値を超える処理水を排出しないこと、⑨処理水を排出する前に残留塩素を除去する装置を設置すること、⑩急速ろ過法等の高度処理（三次処理）を実施すること、⑪処理水について、放流前に減温する装置を設置するなどして放流水とB河川本流との温度差を生じないような対策を行うこと、⑫C浄化センターに流入する工場排水について、水質汚濁防止法に定める基準を超える工場排水を受け入れないこと、⑬B河川に流入する工場排水が少なくとも水質汚濁防止法に定める基準を満たすよう、必要な対策を行うこと、⑭C浄化センターの建設及び操業に起因するB河川の水質、鮎その他の漁業資源の生息状況への影響及び風評被害の発生が避けがたいことにかんがみ、周辺対策事業のひとつとして、C浄化センターの建設工事によりB河川に汚濁水が流入することを防止するために沈砂池の設置等必要な対策を行うこと、⑮C浄化センターの建設及び操業に起因して風評被害を受けるおそれがあることにかんがみ、⑦記載の風評被害対策事業のほか、必要な風評被害対策を行うこと。</p>	18. 2. 28			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
68	和歌山県 平成19年(調) 第1号事件	申請人は、被申請人の作業場から発生する悪臭、振動、騒音等に悩まされ続けている。また、鉄骨等を取り扱う作業時に発生する著しい振動及び騒音により申請人家屋の屋根瓦のずれ、床のがたつき等の被害や肉体的精神的な苦痛を常に受けている。さらに、申請人自ら被申請人に当該苦情を訴えても何ら改善措置をせず、被申請人は事業者としての責務を放棄している。よって、被申請人は、①鉄骨等の溶接時及び塗料を塗るときに発生する臭気を防止すること、②鉄骨等の溶接及び切断時に発生する微細な鉄粉による粉じん飛散防止のため、申請人側の作業場の隙間を完全に塞ぎ、申請人に対して生活環境上影響を与えない防止措置を講ずること、③作業場内に耐震マット、防音シート等の必要な防止措置を講ずること。	19. 3. 6			
69	岡山県 平成16年(調) 第1号事件	被申請人は、鉄板のプレス等を業とする会社であり、申請人の自宅から直線距離にしてわずか38メートルの位置にある被申請人第1工場においてプレス機等を設置して稼働を行っている。申請人は、この第1工場のプレス機から発生する振動及び騒音により32年間精神的苦痛を受け、また、頭痛等の健康被害及び家屋土台のひび割れ等の被害が生じている。よって、被申請人は、①申請人に対し金員を支払うこと、②午後0時から午後1時までの間及び午後8時以降翌午前6時までの間並びに土、日及び祝日は操業しないこと、③スクラップ（鉄板の屑）の回収作業を被申請人第1工場（申請人宅に最寄りの工場）で行わないこと、④第1工場内にあるプレス機10台を被申請人第2工場（第1工場の東側約50m先の工場）へ移設すること、⑤第1工場の西側及び南側に吸音型防音壁を設置すること、⑥変電室（第1工場の北西に設置）の騒音の防止対策を行うこと、⑦フルイ作業時の騒音及び振動の防止対策を行うこと（フルイ作業：申請人の表現。鉄板の屑を箱からトラックに移す作業）、⑧重量物の運搬作業時は路面に衝撃防止措置を施すこと。	16. 12. 21	18. 7. 19	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、4回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。
70	岡山県 平成19年(調) 第1号事件	菓子等を製造及び販売する被申請人会社の工場から発生する騒音・振動により、申請人は偏頭痛等の健康被害を受けている。よって、被申請人は、①申請人に対し損害賠償を行うこと、②午後8時から午前7時までの間、工場施設を稼働して操業しないこと、③被申請人工場から発生する騒音・振動を防止するため、申請人居宅と被申請人工場の隣接面及び必要な範囲の周辺の壁に防音装置を施すこと、④申請人居宅と被申請人工場の隣接面の壁面に備え付けてある大型冷蔵庫、窯等の工場施設を右壁面から隔離又は移転すること。	19. 3. 1			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
71	広島県 平成17年(調) 第2号事件	被申請人らが行っている採石事業により、砂じん、騒音、振動等により生活上の被害及び健康被害を受けている。また、現在計画中の採石事業が開始された場合、採石事業により発生する騒音及び砂じんによる被害は極めて甚大なものとなることが予想される。よって、(1)被申請人A、B、C及びDは、①直ちに採石場からの砂じん飛散、発破時の騒音及び振動並びに降雨時の海への汚濁水流出等への防止措置をとること、②被申請人Dは、申請人所有の私道上に無断でおいだ鉄板を除去し、破損した申請人らの所有又は共有の私道を修復すること、③早期に採石事業を中止し、採石場跡を緑化すること、④申請人らに連帯して、損害賠償金を支払うこと、(2)被申請人Eは、現在計画中のG居住等近隣での採石事業を中止すること、(3)被申請人Fは、①大気汚染防止法及び水質汚濁防止法に基づく施設使用の一時停止命令を出すこと、②現在採石中の土地における岩石採取計画の認可更新を行わないこと、③現在計画中の土地における岩石採取計画の認可を行わないこと等。	17. 9. 22			
72	高知県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人工場から発生する騒音及び臭気によるストレスからの血圧上昇、動悸、息切れ、睡眠不足等の被害を受けている。よって、被申請人は、①印刷工場に防音装置を設置すること、②フォークリフト機走行に伴う音を低減させること、③印刷工場からの臭気を抑制すること。	18. 11. 16			
73	福岡県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人らが行った連続立体交差事業で設置された高架鉄道の運行により、申請人らに耐え難い鉄道騒音・振動被害を発生させ、会話ができない、電話の音が聞こえない、睡眠を妨害される等の生活及び健康被害を受けている。また、高架鉄道が運行する結果、車両の客車から申請人らの居住する部屋が見通せることとなり、申請人らは常時プライバシー侵害にさらされており、被害は極めて深刻である。よって、被申請人らは、①連続立体交差事業により設置された高架鉄道の運行によって発生する鉄道騒音・振動を低減すること、②①の措置を採らない場合、申請人らが区分所有権を有するマンションの各区分所有権を買い取ること。	18. 3. 31			
74	福岡県 平成18年(調) 第2号事件 (平成18年(調)第1号事件への参加申立て)	福岡県平成18年(調)第1号事件に同じ。	18. 4. 14			

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
75	福岡県 平成18年(調) 第3号事件	被申請人が夜間から早朝にかけて発生させている断続的な作業騒音、荷物の積み込み等の騒音、トラックのエンジン音等により睡眠妨害及び精神的苦痛を受けている。よって、被申請人は、①会社建物の床、壁、窓、天井、出入口等に具体的な防音設備を講じること、②パレット、台車、ガスバーナー、水槽等の道具類や設備を使用する際、具体的に騒音が出ないように工夫すること、③作業方法において具体的に騒音が出ないようなマニュアルを作成し、会社建物及び周辺道路で行う作業から発生する騒音を環境省の規定する環境基準以下に低減すること、④即日にドアや蝶番を取り替えるなどして、具体的に境界線付近にあるトイレに通じる2つのドアの開閉時に発生する騒音を環境省の規定する環境基準以下に低減すること、⑤即日に申請人宅の周辺道路での被申請人会社の車両及び関連会社の車両による違法駐車及びエンジンの掛けっぱなしを止めさせること、⑥申請人宅内を見通せる窓(2か所)及びトイレ通路に目隠しを付けること、⑦夜間～早朝(午後8時～午前8時)の時間帯の作業は行わないこと(事務など騒音にならない作業は除く)、⑧土、日及び祝日の作業は行わないこと(事務など騒音にならない作業は除く)、⑨違法な増築部分の除去を行うこと。	18. 11. 9			
76	宮崎県 平成18年(調) 第1号事件	被申請人が行っている産業廃棄物処理事業に伴い発生させている振動及び騒音により申請人らは健康障害及び建物被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人が発生させている振動により被害を受けた申請人ら家屋の原状を回復すること、②被申請人が発生させている振動及び騒音により申請人らが受けた生理的及び精神的苦痛に対する慰謝料を支払うこと、③今後、周辺住民が平穏な生活が送れるよう、振動、騒音等について改善策を講ずること。	18. 2. 28	18. 6. 9	調停打ち切り	調停委員会は、現地調査、2回の調停期日の開催等手続を進めたが、合意が成立する見込みがないと判断し、調停を打ち切り、本件は終結した。

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
77	鹿児島県 平成18年(調) 第1号事件	<p>本件土地は、昭和13年から昭和32年に渡り被申請人が取得し、農薬工場及び農薬に関する研究施設として使用していた。その後、昭和47年、売買契約により、被申請人から申請人に本件土地の所有権が移転した。申請人は、平成17年11月、株式会社Aに本件土地を売り渡す売買契約を締結した。この契約において、「土壌汚染調査の結果、著しく土壌が汚染されている場合」に契約が解除できる旨の条項が設けられていた。平成18年2月、土壌汚染に関し、調査会社から報告書が提出され、本件土地の広範囲に渡ってヒ素、鉛及び水銀が大量に検出され、地下水からもヒ素等が検出されたことが判明し、申請人は株式会社Aとの売買契約を解除した。本件土地から検出された汚染物質は、申請人が全く使用していないヒ素、鉛及び水銀であり、近隣にこれらを使用する工場等もない。汚染発覚後、本件土地の土壌改良について汚染原因者である被申請人に対して土壌改良への協力を求めたところ、被申請人は、当初責任を認め、農薬による汚染であるとの見解も示し費用負担に応じる旨を口頭で回答した。しかし、突如として費用負担拒否の姿勢に転じ、その後の協議の呼びかけにも応じていない。よって、被申請人は、申請人に対し、申請人の所有する土地の有害物質の浄化に要すると見込まれる金員を支払うこと。</p>	18. 8. 31	19. 3. 28	調停成立	<p>調停委員会は、4回の調停期日の開催等手続を進めた結果、①申請人と被申請人は、被申請人の農薬製造・研究等に伴って本件土壌汚染が生じたとしても、かかる行為がその時点において適法な行為であったことを認めるとともに、現在、地下水の飲用等による摂取の観点からは対策は不要だが、土壌の直接摂取の観点からの被害を防ぐための盛土措置の範囲に限り対策が必要であることを併せて認める、②被申請人は、申請人に対して解決金を平成19年4月27日までに支払い、申請人は解決金受領後、遅滞なく工事を行うものとする、③申請人と被申請人は、前項の支払により、本調停事案に関する問題は解決したことを確認する、④申請人と被申請人は、本件土地に関し土壌汚染対策法その他の法令に基づき所管官庁から指導等があった場合は誠実に対応する、⑤調停費用は各自の負担とすることを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>

No.	事件の表示	請求の概要	受付年月日	終結年月日	終結区分	終結の概要
78	沖縄県 平成17年(調) 第1号事件	<p>被申請人A町等が本件ごみ処分場に50年以上投棄してきた廃棄物について、被申請人らが、最新技術による安全対策を放置しているため、当該処分場敷地上部に、安易に進めている最終処分場の建設事業計画を申請人らは了解することができない。よって、被申請人らは、(1)「A町ごみ処分場(既設)」(以下、「ごみ処分場」という。)周辺の水質、底質及び土壌の調査を追加実施すること、(2)ごみ処分場の土壌調査、埋設物の成分調査(ごみ質調査)、浸出水の水質調査等を実施すること、(3)(1)及び(2)の調査を申請人らの了解する第三者に行わせ、その費用を負担すること、(4)ごみ処分場埋設物の撤去及び無害化措置を実施すること、(5)(4)の撤去及び無害化措置に伴う土壌汚染等の公害及び火災等の災害の発生を未然に防止するために必要かつ十分な対策を実施すること、(6)①ごみ処分場埋設物の撤去及び無害化措置が完了するまでの間、当該ごみ処分場の敷地上部に「A地区一般廃棄物最終処分場」(以下、「最終処分場」という。)を建設することを中止すること、②最終処分場の建設事業計画を見直すこと、(7)ごみ処分場からの埋設物の撤去及び無害化措置に起因して申請人らが損害を被った場合は、誠意をもって賠償すること、(8)①ごみ処分場からの埋設物の撤去及び無害化措置の実施について協議するため、申請人らとの間に協議会を設置すること、②最終処分場建設事業計画の見直しについて協議するため、申請人らとの間に協議会を設置すること。</p>	17. 11. 7	19. 3. 2	調停成立	<p>調停委員会は、8回の調停期日の開催等進められた結果、(1)被申請人は、この調停成立後速やかに、新規最終処分場建設事業と既設ごみ処分場整備事業に関して住民説明会を開催し、申請人ら及び関係住民に対し、この両事業に関する次の情報を提供し、その意見を聴取する、①新規最終処分場建設の事業内容とその工事の進捗状況、②新規最終処分場建設による周辺環境に与える影響、③既設ごみ処分場に埋め立てられた廃棄物の調査とその対策、④その他両事業に関連する事項、(2)既設ごみ処分場整備事業は、学識経験者を含めた技術対策検討委員会を設置し、その意見を聴取して実施する、(3)技術対策検討委員会は次のとおりとする、①委員は若干名とし、被申請人が任命する、②学識経験者は大学又は研究機関等からの推薦によるものとする、③本委員会の会議は公開とする、④委員には被申請人から相当の日当と交通費を支給する、⑤その他細目は別に定めることを内容とする調停委員会の提示した調停案を当事者双方が受諾し、本件は終結した。</p>
79	沖縄県 平成18年(調) 第1号事件	<p>被申請人が経営するホテルの西側排気口から発生する騒音及び悪臭、ホテルに出入りする清掃車、観光バス等から発生する騒音、ホテル従業員の話し声による騒音等により生活被害を受けている。また、ホテルに出入りする観光バスから申請人ら宅が見通せるため、プライバシーが侵害されている。さらに、ホテルが建設されたことに伴って発生した強いビル風及び日照障害の被害を受けている。よって、被申請人は、①被申請人が経営するホテル西側の排気口から発生する騒音及び悪臭の防止策を講ずること、②清掃車の騒音及びごみの悪臭を無くすこと、③ホテルに出入りする観光バス及び清掃車からの排気ガス及び騒音を無くすこと、④ホテルに出入りする観光バスの乗客から申請人ら宅が見通され、プライバシーが侵害されていることから、これを防止すること、⑤深夜におけるホテル従業員の話し声等を防止すること、⑥ホテルが建設されたことに伴って発生した強いビル風及び日照障害を軽減するための適切な措置を講ずること。</p>	18. 12. 21			